

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付要領

(企画クルーズ事業)

(趣旨)

第1条 この要領は、田子の浦港におけるにぎわいを創出し、港湾振興を図るため、田子の浦港を利用した企画クルーズを催行する事業者等に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

企画クルーズ 船社および旅行会社等が催行する（最少催行人数50名以上とする）旅客船を用いた企画クルーズであって、田子の浦港へ寄港（発着含む）する行程を含むものをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者は、田子の浦港へ寄港する行程を含む企画クルーズを催行する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする者でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者でないこと。
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者でないこと。
- (4) 富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (5) 定款、規約、会則等の定めを有すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、田子の浦港を利用した企画クルーズを実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 田子の浦港のにぎわい創出につながると市長が認めるものであること。
- (2) クルーズの参加者その他の公衆の安全が確保されていると認められるもの。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないこと。

(補助対象経費)

第5条 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 広告宣伝費（ちらし、ポスターの作成に要する費用その他広告費）
- (2) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は次に掲げるものとする。

補助対象経費の合計額（同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除して得た額）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費計算書（第2号様式）
- (2) 収支予算書の作成に当たり要した見積書の写し
- (3) 企画クルーズの開催に当たり静岡県田子の浦港管理事務所へ岸壁利用にかかる協議を行ったことがわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 申請者は、交付決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金変更承認申請書（第4号様式）に第7条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、申請者に対して、富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金変更承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 申請者は、企画クルーズが終了した日後 1 月以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金実績報告書（第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し
- (2) 実施した企画クルーズ及びその利用状況等を証する写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条に規定する実績の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付確定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

第1号様式（第7条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

田子の浦港にぎわいイベント開催補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 対 象 経 費 の 総 額	円
企 画 ク ル ー ズ の 名 称	
開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
企 画 ク ル ー ズ の 目 的	
企 画 ク ル ー ズ の 内 容	
参 加 人 数 （ 見 込 ）	人

第 2 号様式（第 7 条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金
補助対象経費計算書

企画クルーズ名：

（単位：円）

費 目	予 算 額	補助対象経費	適 要
計			

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 小長井 義正 印

年 月 日付けで申請のあった富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額	
交 付 の 条 件	

第4号様式（第9条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた補助金に係る事業について次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	

第 5 号様式（第 9 条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 小長井義正 印

年 月 日付けの補助金の交付に係る事業の変更申請について、次のとおり承認したので通知します。

承認内容	
その他	

第6号様式（第10条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が、下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

企画クルーズ名			
船 名			
開催期日		年 月 日から	年 月 日まで
事業実績額		円	
参加人数			
経費の内訳	経費項目	補助対象事業費	補助金算出額
	広告宣伝費	円	円
		円	円
合 計		円	円

完了年月日 年 月 日

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 小長井義正 印

年 月 日付けで申請のあった富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

交 付 確 定 額	円
備 考	